川越市みよしの支援センター給食用物資納入申込要領

川越市みよしの支援センター給食用物資納入申込受付及び納入業者の選出について、下記の要領で行いますのでご承知おき下さい。

なお、令和９年度前期は、みよしの支援センター大規模改修工事を実施しているため、**後期のみ（令和９年１０月１日から令和１０年３月３１日）の募集です。**

１．　申込方法

申請書類をみよしの支援センターに直接提出するとともに、受付簿に所定の事項を記入してください。郵送での申し込みは受け付けできません。

２．　申請書類について

（１）申請書について

・申請書にある希望業種（業種は申請書に記載されています）に丸印をつけ、申請してください。

・代表者名は押印を省略する場合、代表者ご本人の自署による署名をお願いします。

・お店の定休日等にも連絡がとれるよう緊急連絡先を明記してください。

（２）　納税証明書の提出について

・申請者が個人の場合は代表責任者の市町村民税の納税証明書、法人の場合は法人市町村民税の最新年度の納税証明書を提出してください。

・年調定額が０円（非課税）の場合は、非課税証明書を提出してください。

・証明書の原本を保育課に提出した場合は、写しの提出も可としますが、その旨を受付簿に記載してください（保育課に確認をとらせていただきます)。

（３）保健所の食品衛生監視指導結果の提出について

・「食品衛生監視票」または「立入検査票」のいずれか一方の写しは、令和７年４月１日以降のものを提出してください。

・ただし、米穀類・調味料類のみの業種は不要です。

（４）　保健所の営業許可または営業届の提出について

・新規申請業者は保健所の営業許可または営業届の写しを提出してください。

（５）　酒類販売業免許の提出について

・調味料申請業者は酒類販売業免許が必要です。写しを提出してください。

３．　申込期間及び受付時間

令和９年１月１２日（火）～令和９年１月１５日（金）午後１時～４時

※２（３）については、３月末日までに提出

４．　申込受付場所

川越市みよしの支援センター（職業センター２階）

（笠幡４０３３番地２　℡２３３－８４１５）

※郵送不可

※給食用物資の納品場所は、宮下町１丁目１９番地１３になります。

５．　納入業者の選出方法

「川越市立保育園給食用物資納入業者に関する要綱」を参考に選出します。

ただし、希望者が複数の場合は、公開抽選（抽選番号は申請書受付台帳番号とします）とし、１業者及び補欠１業者を選出します。

抽選該当業者には、後日郵送にてお知らせします。

６．　契約

選出された納入業者は「川越市みよしの支援センター給食用物資納入契約書」の締結を行います。契約の期間は６月間（令和９年１０月１日から令和１０年３月３１日）です。